

令和4年度 美祢市教育・保育施設利用料

認定こども園

満3歳以上

1号認定

階層区分		利用料
第1階層	生活保護世帯	0円 ※給食費は別途徴収
第2階層	市民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等)	
	市民税所得割非課税世帯	
第3階層	市民税所得割 77,100円以下(ひとり親世帯等)	
	市民税所得割 77,100円以下	
第4階層	市民税所得割 211,200円以下	
第5階層	市民税所得割 211,201円以上	

令和元年10月より、
幼児教育・保育の利用料
が
無償化されました。



※1号認定は給食費（主食費）が実費徴収となりますので、園へ別途お支払いください。副食費（おかず代）については、美祢市が負担します。

※利用料は無償化の対象ですが、各施設によって、行事代・バス利用代などの実費分や上乗せ徴収費がかかることがあります。

保育園・認定こども園

2・3号認定

令和4年度

階層区分		0～2歳 ※入園年4月1日時点		3歳以上 ※入園年4月1日時点	
		3号認定		2号認定	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1	市民税均等割のみ課税世帯	13,600円	13,300円	0円	0円
	市民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等 第1子）	6,800円	6,650円	0円	0円
	市民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円
C2	48,600円未満	15,600円	15,400円	0円	0円
	48,600円未満（ひとり親世帯等 第1子）	7,800円	7,700円	0円	0円
	48,600円未満（ひとり親世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円
D0	57,700円未満	17,500円	17,200円	0円	0円
	57,700円未満（ひとり親世帯等 第1子）	8,750円	8,600円	0円	0円
	57,700円未満（ひとり親世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円
D1	69,000円未満	19,600円	19,200円	0円	0円
	69,000円未満（ひとり親世帯等 第1子）	9,000円	9,000円	0円	0円
	69,000円未満（ひとり親世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円
D11	77,101円未満	21,600円	21,200円	0円	0円
	77,101円未満（ひとり親世帯等 第1子）	9,000円	9,000円	0円	0円
	77,101円未満（ひとり親世帯等 第2子以降）	0円	0円	0円	0円
D2	97,000円未満	24,000円	23,600円	0円	0円
D3	127,000円未満	31,000円	30,400円	0円	0円
D4	169,000円未満	35,600円	35,000円	0円	0円
D5	301,000円未満	48,800円	48,000円	0円	0円
D6	397,000円未満	64,000円	63,000円	0円	0円
D7	397,000円以上	70,400円	68,600円	0円	0円



※2号認定は給食費（主食費）が実費徴収となりますので、園へお支払いください。副食費（おかず代）については、美祿市が負担します。

※3号認定はこれまでどおり、給食費が保育料の一部として徴収されます。

※利用料は、年2回【前年度及び現年度の市民税所得割額】で算定します。（前年度＝4月分～8月分の利用料・現年度＝9月分～3月分の利用料）

※利用料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得などは適用されません。

※保育料については、兄妹を含めて2番目の児童については半額、3番目以降については無料となります。

※ひとり親世帯等とは児童の属する世帯が母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）のいる世帯・その他特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。